

<p style="text-align: center;">令和6年度第1回 公契約審議会</p> <p style="text-align: center;">令和6年12月25日（水）午後1時30分～</p> <p style="text-align: center;">東41会議室</p>	
出席委員	金井委員、岩田委員、河合委員、清水委員、市橋委員
事務局	朽名財務部長、中田契約検査課長、神藤主幹、北村課長補佐、渡辺主査、鈴木主査
財務部長	開会宣言
会長	挨拶
事務局 会長	次第1「令和5年度審議会答申内容及び対応状況について」事務局より説明をお願いします。
各委員 会長	説明（次第1） ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。 (意見等なし)
会長	続いて、次第2「特定公契約の状況について」及び次第3「入札状況等について」事務局より説明をお願いします。
事務局 会長	説明（次第2）及び（次第3） ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。 (意見等なし)
各委員 会長	続いて、次第4「アンケート結果について」及び次第5「労働環境確認書の実施状況について」事務局より説明をお願いします。
事務局 委員	説明（次第4）及び（次第5） 下請は市外の事業者もいると思うのであまり理解できていないとの回答も一定仕方ないと思うが、元請は全ての事業者が理解してほしい。設問10に関して、仕事の受注量や労働者への賃金などの現状を踏まえ、事業者としてこの回答結果をどのように思うか。
委員	質問の趣旨を回答者がどのように理解しているか確認する必要があると思う。賃金の絶対値を引上げるべきと勘違いしているのではないか。確認する場合、今回のアンケート結果を伝えることになるが良いか。
事務局 委員	構わない。来年度のアンケートでは聞き方を工夫しようと思う。設問7に関して、添付書類として事業者に求めているものは何か。賃金台帳も提出してもらっているのか。
事務局	就業規則を提出してもらっている。賃金台帳は求めていない。自治体によっては、公契約条例の遵守状況確認のため賃金に関する様式を作成し提出を義務付けているが、本市は受注者の負担を減らすため求めていない。

委員	チラシを見たことがないとの回答が比較的ある。もっとチラシを見てもらえるようにデザインを工夫した方が良い。豊川市はポスターを作るようだが豊橋市はポスターはあるのか。
事務局	ポスターはない。チラシを見たことがないのはデザイン以前の問題なので、事業者、労働者に届くように配布方法の検討が必要。そのうえで見やすいデザインを検討する。現在のチラシは条令施行当時に作成したもので、制度や下限額を網羅しているが、その分文字が多く読みにくいと思うが、このチラシも必要。
委員	このチラシはどのように配布しているのか。
事務局	市のホームページや契約締結の手続きの際、契約担当課で配布している。
会長	続いて次第6「労働報酬下限額等について」ですが、6項目ありますので二つに区切りたいと思います。まず、(1) 地域別最低賃金の見直し、(2) 本市の労働報酬下限額、(3) 工事請負契約について事務局から説明をお願いします。
事務局	説明（次第6）の内、(1)、(2) 及び (3)
委員	アンケートの回答も踏まえるが、事業者の意見をしっかりと確認してからになろうかと思うが、引き上げはできるのか議論したい。
委員	（下限額の）パーセントは上がってなくとも労務単価は毎年上がってるので、パーセントも上がったら二重のアップとなり事業者にとっては厳しいのではないか。
委員	労務単価はいつ公表されるのか。
事務局	毎年2月半ばころ。
会長	昨年事務局で2%引上げを提案したところ1%引上げとなったとのことだが、どのような理由だったのか。
事務局	据置きの理由が先行き不透明ではいつまでたっても引き上げられないといった労働者の意見や最低制限価格が令和2年と比べ2%程度増加していることなどを踏まえて引き上げることとしたが、できるだけ穏やかに、徐々に、との事業者の意見もあり1%とした。
委員	これまで、引上げにあたっては市も入札制度の見直しなど努力してもらった経緯がある。
委員	昨年引き上げられたので今回は据置きでも良いが、2%が1%になつたので、できるなら引き上げてほしい。アンケートの回答を引上げの根拠の一つとするのであれば認識を確認してほしい。
委員	確認する。どこの事業者も雇用を確保するためには賃金を引上げなければならないと認識しているし、下限額の引上げも仕方ないとと思うが、今回も引き上げられるとこれから毎年引き上げられるのか、と不

	<p>安になる。下限額のパーセントは上がっていなくても労務単価は上昇している。</p> <p>よく他の自治体と比べて下限額の率が下から2番目と言われるが、全国を見れば条例自体がない自治体がほとんどなので、トップ30だと思っている。</p>
会長	<p>では、続いて、(4)工事請負以外の契約、(5)未熟練者・年金受給者、(6)特定公契約対象範囲について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	説明(次第6)の内、(4)、(5)及び(6)
会長	豊川市は業務委託等の下限額を最低賃金プラス1%から1.5%に引き上げる方向で検討している。
事務局	みよし市も引き上げると聞いている。
委員	業務委託の下限額については、今日は欠席だが榎原委員の意見を確認したい。
委員	他の自治体が引き上げていることを理由にするべきではないと思う。
委員	最低賃金プラス15円は施行当時から変化なく、これまでも上げるという話もなかつたのであれば、最低賃金は急騰していて更にプラスは厳しい。
会長	業務委託等の下限額は引上げなくても、今は毎年最賃が引き上げられているのでこのままでも良いと思う。年金受給者等の下限額もこのままでも良いと思う。
事務局	対象範囲については商工会議所から金額を引上げる旨の要望があった。昨年の審議会でも同様の意見があったが、範囲を狭めることになるので条例の趣旨からするとそのような見直しは慎重にすべきと説明した。
会長	強い要望なのか。
事務局	主たる要望は議会の議決に付すべき工事請負契約の対象となる金額の引上げであって、あわせて特定公契約の範囲も見直しを検討してほしいという要望である。
委員	特定公契約を2.25億円に引き上げると件数はどのくらい変わりそうなのか。
事務局	物価高騰や工事規模の大型化により契約価格が上がっておりあまり変化はない。
委員	1.5億から2.25億の工事がないということか。
事務局	そうです。
会長	件数に大きな変化がないのであれば、今のところ範囲の見直しは必要ないと思う。

会長	続いて、次第7「公契約に係る課題について」事務局より説明をお願いします。
事務局	説明（次第7）
委員	（2）エ アンケートの共有に事業者へフィードバックするとあるが、具体的に取り組んでいるのか。
事務局	今のところフィードバックはしていないが、例えば労働者への周知について他の事業者が参考にできそうな取り組みがあれば紹介したいと思う。アンケートを公開することで、条例の啓発につながるかもしれない。率直な回答や意見を阻害しない範囲で公表できると良い。
会長	最後に《その他》を、事務局から説明をお願いします。
事務局	説明（その他《次回日程》）
	閉会宣言